

第3回都市農業の振興に関する検討会

日 時：平成24年1月11日（水）9：00～11：00
場 所：農林水産省 第3特別会議室

午前9時00分 開会

○田中都市農村交流課長 定刻になりましたので、ただいまから第3回都市農業の振興に関する検討会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙にもかかわりませずご出席を賜りましてありがとうございます。本日の委員の出欠状況でございますが、3名の委員がご欠席ということでご連絡をいただいております。沼尾委員、野岸委員、矢野委員につきましては、所用によりご欠席ということでございます。また、前回、前々回ご都合がつかず今回初めてご出席いただく委員を最初にご紹介させていただきます。

農業ジャーナリスト、榎田委員でございます。

○榎田委員 榎田です。よろしくお願ひいたします。

○田中都市農村交流課長 なごや農業協同組合代表理事組合長、二村委員でございます。

○二村委員 なごや農協の二村でございます。よろしくお願ひします。

○田中都市農村交流課長 その他の委員のご紹介につきましては、誠に恐縮でございますけれども、お手元に配付しております座席表にかえることとして省略させていただきたいと思いますので、ご了承願います。

また、本日は後ほど座長からご説明があるかと思いますが、首都圏以外で都市農業にかかる施策等を実践していらっしゃいますお二人の方をお招きしておりますので、順にご紹介させていただきます。

まず、なごや農業協同組合常務理事、寺西様でございます。

○寺西参考人 寺西でございます。よろしくお願ひいたします。

○田中都市農村交流課長 それから、倉敷市文化産業局の杉山様でございます。

○杉山参考人 杉山でございます。よろしくお願ひいたします。

○田中都市農村交流課長 本日はありがとうございます。なお、役所側からの出席につきましては、農水省側は省略させていただきますけれども、今回も国土交通省都市計画課及び公園緑地・景観課からご出席をいただいております。ありがとうございます。

まず、本日お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

配付させていただいた資料として、議事次第と座席表のほかに資料1、2、3までが本日3名の方からのプレゼンをいただく資料でございます。それから、資料4が第1回検討会で委員からいただいた資料要求について事務局で整理させていただいたものでございます。それから、参考資料として第2回検討会を東京都下、練馬区で実施しておりますので、その現地調査の報告ということで内容を取りまとめたものでございます。資料漏れがあつたら言つていただければと思います。

恐縮ですけれども、カメラ撮りはここまでということでお願いさせていただければと思います。

それでは、早速でございますけれども、議事に移りたいと思います。以降の議事進行については後藤座長にお願いいたします。

○後藤座長 おはようございます。それでは、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。今日は次第にありますように、「関東以外の地域における都市農業の事例について」ということと、「三大都市圏以外の地域における都市農業政策について」ということで、ご報告をいただいて議論してまいりたいと思います。

まずは、「関東以外の地域における都市農業の事例について」ということで、中部圏の事例として、なごや農業協同組合の寺西常務理事に、それから、近畿圏の事例として堅島委員のお二人の方にそれぞれ20分程度ずつご紹介いただきたいと思います。また、各説明ごとに若干の質疑をいただきますけれども、全部を終えた上で改めて全体の議論をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、寺西常務理事におかれましては、準備の上ご報告をお願いいたします。

○寺西参考人 ご紹介いただきましたなごや農協の寺西と申します。

今日は都市農業を考えるというテーマで依頼を受けましたので、JAなごやとしての実態を一部紹介させていただきたいと思います。私どもの経営理念であります人と人とのきずなで地域と共に存するJAなごやということで、なごや農業協同組合常務理事、寺西が説明をさせていただきます。

お手元の資料、1枚めくっていただきますと、目次ということで大まかな前段の中で名古屋の実情についてということで、「はじめに」という文章と、「名古屋市の農業概況」ということで載せてございます。2番目は「JAなごやの取組み」とということで、支店の配置図から概略、市内の農産物の分布等々、JAなごやとの取組みを含めてこういった内容で書いてございます。3番目が「問題点と対策」とということで20、21ページにわたって記載がされております。

1枚をめくっていただきますと、「はじめに」というところから始めさせていただきます。

土地利用の基本方針には、計画的に都市化を図るべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分して多様な都市生活や都市活動を支えるために制定されています。特に市街化区域は都市機能の適切な配置を促進するために農地の減少が余儀なくされており、都市農地での農業生産はますます厳しくなっています。市街化調整区域についても市街化や開発を抑制することが重要ですけれども、バブル以降、安価な土地を求めて無秩序な開発が進

んでいる地域があるのが実情でございます。

名古屋市では、土地区画整理事業について宅地整備されて農地も小規模に点在している地域が多く見受けられています。そのような地区の農地では、基本的には生産基盤事業や近代化事業など水田施策が困難となりまして、宅地並み課税により宅地供給を促進するようなこととなっていました。しかし、都市農業の公益性ということで市街化区域内農地に対しても一定の条件を満たす農地については生産緑地法に基づいて農地維持している地域も残されています。写真にあるように、全体を写していないので申し訳ないんですが、一番左の方が農家開設型市民農園、それから中央と右側の写真が農協菜園の実態の一例の写真が載せてございます。

それと、1枚めくっていただいて3ページですが、JAなごやの管内には市街地調整区域もまだ残っておりますし、圃場整備がされている水田での米づくり、それと施設園芸、露地栽培も積極的に取り組んでいます。

高齢化の進む農家世帯にもそれぞれ情熱や意欲を持った青年農業者も以前よりは徐々に増えておりまして、こういった都市農業の抱える問題を地域の人々と共に存して次世代に伝えることが我々JAの役目と考えており、名古屋市の実態を以下のとおりご紹介をさせていただきたいと思います。

写真にあるように、施設や露地で作っているこれは、ブロックリー、それからミツバ、米等々、下の方の一番左は若手の農業者がミニトマトを作っている若い生産者、それとブロックリーの生産者、それからミツバ、それと米のオペレーターの方々の写真を載せてございます。

それで、1-(2)ですが、「名古屋市の農業概況」ということで、こちらの方は、生産概況として、作付面積及び生産量、それと自給率ということで、この辺については、非常に低い自給率でしかないというような資料でございます。

もう一枚めくっていただきますと、現在の農家戸数が3,823戸、農家人口が合計で1万4,210名という形になっております。それぞれ経営面積規模別の農家数で見てもらいますと、10aから30aが2,186戸、30aから50aが744戸、50aから1haが663戸ということで、1ha以下の農家がほとんど96%を占めているとの内容でございます。

もう一枚めくっていただきますと、それぞれ先ほどの中の経営面積ということで、単位がaになっていますので、経営面積につきましては、14万6,326a、そのうち自作地が14万2,174aということですほぼ自作地、小作地では3%程度の4,152aという内容でございます。こちらもほとんど畠よりは田んぼが多いという内容で経営面積は推移しております。

それから、「生産緑地地区の指定」ということで、①指定及び除外という項目がありますが、名古屋市の22年度の指定の内容が0.24haということと、指定除外が9.69haということで、プラスマイナスで9.45haが1年間でマイナスになっており、変更前が320haであったものが310haとなっております。これはあくまでも500m²以上ですので、500m²以下の生産緑地以外も含む転用の面積というのが下にございます。こちらは平成19年、20年、21年とそれぞれ載っておりますし、平成19年が67.9ha、20年が64ha、21年が60.6haと、この3年間で192.5haが農地から転用しているということで、そのうち60%以上が住宅用地、30%以上がその他建物施設に転用されております。

あと、最初に写真でお示したとおり、「市民菜園の設置状況」ということで、「憩いの農

園」、「その他市民農園」、「農協菜園」というような形で3つに区分していますが、手前どもの農協菜園につきましては69カ所、1,696区画、4万6,752m²ということになっておりまして、全体の中でもこの名古屋市の管理をしているこの3つの中の半分ぐらいを農協菜園で占めているという形になってございます。

それで、次の2-(1)ということで、「JAなごやの支店の配置」として、名古屋市全体の地図から配置をしてございますが、真ん中のところに本店という表示がしておりますが、それを取り囲むような周辺地区になごや農協の支店が分布しております。ただ、緑区、ポインタで示しております右側のところと、その上の天白区になりますが、こちらはまだ農協が合併しておりません。市内の農協で3農協がまだございますので、なごや農協以外の農協もこちらに若干残っているという市内の状況の分布でございます。

それから、「名古屋市の農産物の分布」ということで次のページに載っております。真ん中、白い抜いてあるところはほとんど農地のない市街化区域、名古屋城を中心とした市街化区域がこの4区に残っております。それ以外のエリアが大体我々の店舗のあるエリアでございまして、中心から西の方、西部地区、中川区、港区と、こちらがほぼ穀倉地帯といいますか、低地の多いところでして、ホウレンソウ、パセリ、それから中川区のミツバ、ネギ、ホウレンソウ、それと港区の米、トマト、スイートコーンというような形、港区は特に穀倉地帯として米を主流に生産をしております。右側が守山区、東部地区、南区・緑区ということで、生産物を見ていただくとわかるように、中にはブドウ、それからミカン、梅とかこういった形の生産物が多いということで、右が一応丘陵地帯という形の分布図になっております。主力的には南区・緑区のタマネギとか白菜、ブロッコリーあたりが非常に主力の生産品として名古屋市の中では非常に多いということになっております。

特に「市街化調整区域を中心とした水稻栽培」ということで、先ほど申しました港区あたりではこういった内容の南陽町という地区なんですが、水田を主にやっております。代掻き、田植え、稲刈り、これは一番右の写真が直播きの機械で、米の生産をしておるところでございます。真ん中の列が施設栽培ということで、こちらはミツバ、それからネギと、それから一番右が高設のイチゴという形で提示をしております。それから、露地ということでブロッコリー及びスイートコーン等々を作っております。

次の12ページですが、226万人います名古屋市ですけれども、ほとんどが市街化されてコンクリートとアスファルトで覆われた白い街というような揶揄のされ方もありますが、そんな名古屋市内の農業でも北陸地方へ出荷されるということで、一大産地であるミツバ、それから先ほども申しましたような港区南陽地区の米ということで名古屋ブランドの農産物も用意しております。

次のページ、13ページですね。「JAなごやの農産物販売実績」とということで、現在ある農産物は米、それから施設野菜、露地野菜等々を含めまして、平成16年が約8億1,300万円、17年が8億6,000万円とこの辺の数字から徐々に右肩下がりに来ておりますが、平成22年度は6億5,800万円の売り上げの実績でございます。

こちらはそれぞれ私どもの収穫している野菜、タマネギからキュウリ等々、それからカボチャ、枝豆と年間を通じてこういったものを取り扱いしております、水耕ミツバ、水耕ネギ、水耕レタスについては通年で行っております。

それから、2-(4)になりますが、「JAなごやと名古屋市の取組み」とということで、地産

地消ということで名古屋市は2006年3月に「農」ある市民の豊かな暮らしを目指して、農業振興基本方針を定め、その中に「地産地消」の施策を盛り込んでいます。例えば名古屋ブランドの普及の推進ということで、ひなたむすめ南陽地区の特別栽培米の「陽娘」、真ん中にございますが、こういったパッケージで「陽娘」の販売や水耕栽培の「なごやっこ葱」、それから野崎白菜という名前に代表される伝統野菜のPRや生産拡大、また、新たな加工品の開発も行っております。さらに消費者への働きかけとして、2010年度の農業見学会については「親子『食と農』の見学会」として夏休みと冬休みの2回実施し、名古屋市農業センターでの野菜の収穫などを体験した後、ブロックコリーの畑を見学して生産者の交流等々を図っております。

それから、その次のページですが、最近はどこの地域でも行っております「田んぼアート」ということで、これは葉の色の異なる古代米を使って田んぼに絵を描くプロジェクトですが、初めは右上に小さく写真が載っておりますが、これはいたずらじゃないんですが、JAマークを最初に稻刈りの時に作ってやってみたんですけれども、なかなか形がうまくいかないというような形もありましたけれども、改めて色を変えたのをやって、今年、初めて名古屋市と一緒にコラボしながら田んぼアートを製作して、多くの人々に取り組みの発信をしております。名古屋の稻作に触れて楽しみ学び、貴重な水田の保全にというようなことで市民とともに取り組みを始めました。今年は、3月11日の震災の応援をするデザインということで、愛知県の安城にある、デンパークにもあるこういった田んぼアートと合わせて東日本大震災の応援テーマでこういった絵柄にしたそうでございます。

それから、2番目が「市民水田」ということで、これは市民が米づくりを通じて農業や環境について学び、農家と交流することによって市民の農業への理解を深めるということで、右上の写真にあるように、みんなで田植えをしていると。市民が田植えから収穫まで手作業で体験をするという内容でございます。こちらの方、作業受託としてJAなごやはすべて耕地の代掻き、それから苗の生産、田植え後のもみすりと袋詰めと、こういった形で応援をしておる状況でございます。

それから、次の18ページでございますが、「食農教育」ということで、こちらについても名古屋市と一緒に地産地消の推進として食農教育に取り組んでいます。名古屋市の学校給食への野菜等の供給は2004年度から始まっておりまして、今では毎月、小学校、中学校の地域の野菜やお米を手前どもの方で食べてもらっております。小学校では、「みんなで食べるなごや産の日」ということで、月に1回から2回は、市内でとれた農産物を利用した献立も紹介されています。これは第1回の資料のところに学校給食の食材供給事業というところにも紹介されていましたけれども、現在こういった形で協力をしています。また、学校給食から出た生ごみが肥料となって野菜が作られるという循環の輪にもつながったブロックコリーとタマネギも利用されておりまして、献立表にはキャラクターの「おかえりぼーや」を掲載して児童や保護者が地産地消と生ごみリサイクルについて知る機会としてこういったキャラクターを使っております。キャラクターについては、左下の絵についております「おかえりやさい」という形で、こういった内容の掲示をしながら、それぞれリサイクルをしているよということを知らしめているということでございます。

J Aなごやは、名古屋の中でも市内の小学校5年生を対象としたふれあい田んぼ教室というものを毎年開催しております。下の絵にあるように、小学5年生に田植えをさせながら、稻刈りも手で刈らせ、それぞれ田植えと稻刈りの実体験をして、子供たちと職員も楽しく農

業を学んでいるというような状況でございます。

先ほどの学校給食での農産物の利用状況でございますが、平成16年の始まりが732万円の取扱高だったものですが、21年度は9,045万6,000円と。それと平成22年度では総数量583 t ということで、お米がほとんどなんですが、552 t お米がそれぞれ利用されておりまして、その他は右の表に載っておりますが、タマネギだとかブロッコリー、白菜等々の利用が多くなってございます。平成22年度になりますと、金額は1億2,000万円ほどの利用高となっております。

次の20ページですが、「問題点について」ということで、都市計画法につきましては、農林漁業との調和を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある整備をすることが目的でございます。農地は都市生活にゆとりと安心を与えるためにも、あらかじめ都市形成する地域とともに土地利用について協力しなければならないと。その農地でも農業者が高齢で後継者がいないと緑地指定が解除されて宅地化が進み、相続が発生するたびに減少する傾向にあります。昨年の東日本大震災による影響や東海地方では台風が2つも来たこともありますし、都市における農地の重要性というのが再認識されております。これからは市街化区域内農地でも自然環境上、保全がどうしても必要であると考えられる市街地については抑制しなければならないし、農業生産できる農地としても維持しなければならないと考えておりますし、さらに市街化調整区域内農地では地産地消を意識した農産物と経営的にも安定した農家づくりに努めなければならないと考えております。

J Aなごやでは、地域の耕作放棄地の解消と農地の活性化のために地産地消をテーマにしたフェアを年2回開催しております。フェアは都市農業を通じて地域の触れ合いを大切にしたイベントで、都市農業維持のためにも小さな努力を地域とともに育んでいるというところでございます。それぞれフェアについては33支店ございますので、1支店300から400人ぐらい集めれば、現在でも1万人ぐらいの参加者を募ってこういったイベントを春と秋に行っております。

最後になりますが、「今後の対策について」ということで、課題項目が7点ほど書いてございますが、上の3項目については農業者の兼業化の問題、それから、高齢化による後継者不足、それと担い手農家の減少ということで農業に携わる人的な問題。それから、農業生産法人の設立だとか、優良農地の確保、販売高の向上、生産コストの低減だとか経営での赤字対策ということで、農業生産に伴う体制の問題、それと量的な問題とか質的な問題とか、こういったことがこれから課題になってくるかなと思っております。このままではやはり相続等々が発生するたびに農地が減少し、生産資源である農地そのものがなくなってしまうということが懸念されております。そういった意味では、農家が農地をなくすのではなく守るのであれば、地域とともにゆとりと安心を与える都市となるよう問題の解消に努めたいと考えております。特に赤字対策の中の生産緑地の規制の緩和だとか固定資産税等々の税制の規制緩和というような形で、今後は検討していただきたいと思います。

昨年の12月15日以降にテーマをいただいて、この年末の中、2週間ほどで慌てて作った資料で雑駁な部分もございます。都市型農協であるゆえにこういう都市農業を守りつつ、事業展開できるように手前どもの農協では事業展開していくように努力したいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。いろいろとご清聴どうもありがとうございました。以上で報告を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○**後藤座長** ありがとうございました。それでは、ただいまの寺西常務理事からのご説明に對して、確認しておきたい点やあるいはご質問がありましたらお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○**安藤委員** 状況が大変に良くわかり勉強になりました。ありがとうございました。2点ほどお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。1点目ですが、水田は市街化調整区域を中心だというお話がございましたが、市街化区域の中にも水田はかなり残っていると考えてよろしいでしょうか。調整区域と市街化区域で存在している農地の地目は違うなど、農業の状況にコントラストがあると考えてよいのでしょうかというのが1点目の質問です。

○**寺西参考人** 市街化区域内農地の水田の割合というのは、正確には把握できていません。どちらかというと、JAなごやは市街化調整区域の中の農地を受託しております。市街化区域内農地では個人で耕作している方が多いと思いますが、ただ、水の問題等々が非常に困難なところが多いので、かなり残っているかと言われると割と少ないのが現状でございます。作付していても個人のオペレーターの方に委託をしているエリアが多いので、数字的なものは把握していないので申し訳ないですけれども、現状はそんなような状況でございます。

○**安藤委員** ありがとうございます。もう一点は、調整区域の農地に関しての質問です。調整区域でもかなり転用があるというお話でした。そうすると、相続財産の資産評価の際に用いる固定資産の倍率が大きくなつて、固定資産税等は低いままだとしても、相続の時に農地の評価額が上がってしまうことが推測されます。その結果、もしかすると調整区域の農地も相当評価額は高くて、納税猶予を受けなければならない状況があるのではないかと思ったのですが、そのあたりはどうでしょうか。調整区域の農地もかなり相続税の納税猶予を受けているのでしょうか。

○**寺西参考人** 調整区域内農地の転用については、医療施設等も含め大規模な施設関係に転用されるところが多いですから、売却が多いです。

○**安藤委員** 私がお伺いしたいのは、相続が発生した時の調整区域の農地の評価額なのですが。

○**寺西参考人** 評価は路線価評価と比較すると倍率で評価するために低いと思われますが、面積が多いために高額になる場合もあります。

○**安藤委員** そうすると、調整区域の農地について相続税の納税猶予の適用はどうなりますか。

○**寺西参考人** 農家毎の資産状況によりますが、半数ぐらいは納税猶予を受けていると思います。

○安藤委員 そうですか。わかりました。

○後藤座長 ほかにどなたかありますか。

○中井委員 貴重な話、どうもありがとうございました。農地の転用の話で、毎年60ha強ぐらいの面積ということですけれども、経営面積で1,500haぐらいなので、単純にいうと4%ぐらいが毎年転用されていることになりますが、ずっとこういうようなペースが続いてきたと理解していいのか。それと、これは結構大きな数字で、ほとんど宅地への転用だと思うんですけども、それぐらいの宅地需要があると、まだあり続けていると考えてよろしいのかどうかお伺いします。

○寺西参考人 この6ページの基本台帳にある数字ですけれども、これは名古屋市の農地基本台帳からの資料で属人主義による値ですから、地区外にあっても農地面積としてカウントされている部分があるために、数字が市内の農地というふうになかなか確約できないところはあります。しかし、転用の問題については毎年約60haの農地が転用されております。ただ、農地基本台帳については、10a以上の農家が基本的に台帳に記載されているために、数値の確定という意味からすると、生産緑地以外の土地、10a以下の土地がカウントされていないことから、このデータとなかなかリンクしないところが難しいところです。しかし、農地が減り続けているのは事実ですし、また、宅地化されているのも事実です。そういう形で、特に市内中心地に行けば行くほど減っているのが実情でございます。

○中井委員 ありがとうございました。

○後藤座長 ありがとうございました。では、議事の全体の時間もありますので、後でまたまとめてご質問いただく時間もとっていますので。

○寺西参考人 どうもありがとうございました。

○後藤座長 どうもありがとうございました。

○堅島委員 1点だけ聞いておきたい。すみません。この憩いの農園と市民農園と農協菜園、この違いを少し教えていただけませんか。

○寺西参考人 市のデータから拾っていますので、市が管理しているのが憩いの農園とその他市民菜園というような形になっており、私どもの方は農協菜園と区分して判断していますから、この区分の詳細については、申し訳ないですけれども、ちょっと市の方に確認をとり、また次回にでもお話ができるように確認をしておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○後藤座長 それでは、どうもありがとうございました。

では続きまして、堅島委員からご説明いただきたいと思います。

○堅島委員 堅島でございます。これは別に大阪の現状ということじゃないんです。大阪の現状は、この間見せていただいた東京とほとんど変わらないんですけども、大阪の場合はもっと細分化され細かい農地になっています。ただ、違う形の都市部の農業もあるということで、私のところを少し説明させていただきます。

これが私の農園の景色なんです。そして、奥に見える山の向こうにこういう住宅地、これは壁一枚で住宅地が広がっているというところなんです。そして、これが私の農産物の販売施設、食事をする場所です。これが中でございます。これは昭和48年にできています。

これは春の景色。これはスモモの花です。これは5月の連休ごろにできる小さなさくらんぼ、ミニさくらんぼです。春の主力のたけのこです。これが春の収穫物を詰め合わせた春の食事です。

これが夏の景色。これはグミの実です。花ショウブ、これはゴマの花です。ゴマを栽培しています。これはヤマモモ。これはハスですけれども、古代蓮、大賀ハスの花です。そして、これが夏の農産物、それを使った食事です。

次が秋の景色。ブドウ、カキ狩り、秋の紅葉と屋根の上に煙が出ていますのは、下で釜戸を炊いている煙なんです。これは鈴なりの柿と紅葉です。秋の収穫物。

次が冬景色です。これはナメコの栽培です。これが早春の梅です。そして、ちょうどこれがこれから時期の農産物販売の形です。これは農園の動物たち。

今ざっと見ていただきました農園の現状なんですけれども、この写真はいい時ばかり撮っていますので、1年じゅうこんなきれいな状態じゃないです。何でこういう形の農業を始めようかと思ったのは、私の学生時代、昭和40年代ですけれども、一つのものを効率よく大量に作れということを勧められました。一つのものを大量に効率よく作るという場所をずっと突き進めていくと、私はオーストラリアへたどりついた。昭和40年代でももうジャンボジェットが飛んで、いろんな交通の便が発達してきていたので、必ず、ものが地球で動くであろうと。そうした場合に大量にものを作るということで対抗したら、到底私の地域では対抗し切れない。では農業をやめたらいいのかなと、そういう考えも浮かぶんですけども、日本はオーストラリアに面積では到底叶わない、しかし、海に浮いている島国であるということも変えられない。ということは、やはりものを作る、こういう営みは、もともとそこで作られてきたものなんだから、どのようにかしてつないでいかなければと。

そこで、農の価値は何だろうということを自分の中で問い合わせていくんです。農の価値というのは食べ物と、もう一つ、ものを育てるということに心を満たすという価値があるだろうと。それが一番、盆栽というものにあらわれている。盆栽は食べ物がほしくて育てるものじゃなくて、あれは自分が育てることによって自分が満たされる。こういう文化が日本に根づいているんだから、ものを育てるそのこと自身が人の心を満たすという価値がある。人の心を満たすという価値を感じ取れる農業をしよう、それならば大阪というのは人がたくさんいるところだから良い条件じゃないかと。

ただし、その場合、その販売方法なんですけれども、一つのものを効率よく大量に作るというのは市場で競りにかかる時、ものが1個あるよりも1ケースである方がよい。1ケース

よりも100ケースの方が高い評価を受ける。このやり方では自分の考える農業は全く成り立たないので、たった一つのもの、たった一個しかないものでもきっちりとそれにその価値に見合う価格をつけて販売できる方法がないかと考えたのが先ほど写真に出ていた食事という方法なんです。例えば早春につくしが2本あったとしよう。これがつくしが何万本もあれば、それを収穫して市場へ出荷すればそれなりの価格はつくんでしようけれども、たった2本では競りにもからん。でも、春一番につくし2本、これを見つけたらやはりうれしい、春一番と感じられるやろう。では、これに価格をつける方法がないか。価格をつけて正当に買ってもらえる方法がないか。そこで、この2本のつくしを押し寿司にして、これに価格をつけたら、たった2本のつくしに正当な春一番の価値に見合う価格をつけられるんじゃないか、ということが今の販売方法の始まりなんです。

それが今、いろんなところへ広まって農家レストランという言葉になってきましたが、私は、農家レストランをやろうと思ってこういう形をとったんじゃなくて、最小の単位のものにも正当な価値に対して、正当な価格をつけて販売するという方法としてこの形をとってきたんです。

それで、この動物の写真なんですけれども、今この動物を介しての完全な有機の循環というのを目指しております。ただし、この動物のえさが100%農園の中で貰えるとはとてもいかないです。ロバが今40頭近くおります。農園は、現在増えて7haになってきてますけれども、一滴の除草剤も一粒の化学肥料も使わない。肥料は自家製の有機のばかし肥料、それを使って、農薬も使いませんので、草や野菜のくず、木の葉、すべて動物のえさになる。これを堆肥にして、それが畑へ入って、また野菜や果物になって帰ってくる。写真では余り撮れていないんですけども、野菜は自分でも数える気がないくらいのたくさんの種類を作っております。

そして、私のところでも体験農園をやっております。これを始めたきっかけは、小学生を自然観察に招待した時、先ほどのああいう場所ですから、子供たちは非常に喜んで、私は自然の中には大も小もいろんなものがあるということをその場で教えて、子供たちはそれをその場ではよく理解した。ザリガニをつかまえたら、でかいのもあれば小さいのもある。爪の片方のないやつもあればいろんなものがいるということをみんなよく理解した。そして、終わってデザートを出してあげた。果物はスモモの時期だったので、わざと当たり前のスーパーに売られているようなきれいな形の少しまだ味が出ていないものと、完全に完熟してどこか痛んできて、それは切ってあるんですけども、おいしいが型崩れのしたものとわざと2つ出した。見事においしい方を残した。形のきれいなみんな同じものが当たり前の食べ物やと思ったわけ。食べ物を食べないというのは不良品だと。形のきれいな揃ったもの、これが食べ物であって、それ以外のものは不良品と。

規格外というのはあって当たり前なんだけれども、食べ物の中にあって食べられるおいしい状態のものが型崩れしただけ、形が違うだけで不良品と。これは食べ物とは命のあるものが育っているという認識がないなど。食べ物を工業製品と同じように思っているんじゃないとかと。それを発展させていくと、人も同じように、同じ規格のものしか人でないような感覚になるんじゃないかな。命を育てれば同じ兄弟でも違うのが当たり前、野菜や果物、当然違うのが当たり前、というこれがなくなってしまうな。ということで本当に命を育てるこままで理解する、そうしたら同じものが同じようにできないのが当たり前ということがわかる。

まずそれに取り組むということで体験農園を始めた。普通の体験農園グループと、その他に2つ若者のグループがあるんです。合計300名くらい。20代、30代の現役世代、これがどうして野菜を育てられるのか。毎週出てくることもしんどいし、でも、農業にかかわりたいと。このまま農業の後継者不足が言われている中で、だれも何もしなかったら日本の国はおかしくなるんじやないか、そういう気持ちを持った若者、これが何とかできないかということなので、普通の体験農園は各個人、個人で育てるんですけども、私はグループで作れと言って、そうしたら彼らのうち一つは15名のグループを作って、今それが6グループぐらい出来ているのと、一つは100名そのままで野菜を育てるグループになった。そうしたら、日曜休みでない人も中にはいてる、融通つけられる、そういうことで非常に彼らは楽しく、そして、自分らも日本の農業を何とかできる、そこにかかわっていける。そして、体験農園で私が指導するのは完全な有機でやりますので、環境に負荷をかけない、そして、環境維持に自分らも役立っている、そういう意識を持って参加している若者がいろんなイベントでも非常に楽しいことをやってくれています。

これは体験農園での収穫した加工の風景、左側が大豆を育ててみそづくりをやっております。この写真は、私のところの施設用地、ほかにもあって、屋根の上からと一部分中が見えるように、これはぼかし肥料を作っている場所なんですけれども、施設用地が数千m²になります。

これが先ほど言った動物を介しての有機の循環の絵でございます。以上、私の説明はこのようなところでございます。ありがとうございます。

○後藤座長 ありがとうございました。本当は現地でお話を聞くのが一番いいような内容だったと思いますけれども、それでは、1人か2人ご質問があればお願ひしたいとに思います。

○加藤（義）委員 私も堅島さんのところにはお邪魔したことがあります。まさに農業の理想郷のような、そういう農園ですけれども、広い全体の面積とそこには竹林や池があつたりしますが、地目であるとか生産緑地等どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○堅島委員 地目はいろいろです。田、畑、山林、池、山地というものもあるんです。そこでも景色としても役立っておるし、山菜も育っておるし、それで、今、どんどん耕地が増えているというのは、借りているということです。もう周囲で作るのがしんどいなという人が増えてきてるので、これから農林省の施策、あれが本当に動き出したらかなり増えるんじゃないかなと思っております。

○後藤座長 全体の面積はどのくらいなんですか。

○堅島委員 自分の持っている敷地は5haぐらい。それで今、2haぐらいお借りして作っております。

○榎田委員 私も堅島さんのところにお邪魔したことがあるんですけども、ぜひ残ってほしい農業経営だし、農地だと思っているんですが、今一番気になっているのは、実は堅島さ

んなき後、ここはちゃんと残るんだろうかということです。担い手という面ではご長男の方もご家族の方も就職という形でかかわっていらっしゃるわけですけれども、それこそ制度上の問題が非常に気になって、今、加藤さんもおっしゃいました地目という話が出ましたが、まず相続を考えた時にネックになることが何なのか。それともう一つが今の7haになった農園の中で、農地として認められていない用地というのがあるのか。例えば農業施設用地とかそういうのを含めて、農地として認められていないところがあるのかどうかということを伺いたいんですが。

○堅島委員 施設農地、認められていない部分がたくさんあるので、今後に期待しておるんでございます。

○榎田委員 どのぐらいですか。

○堅島委員 農地から外れているのは、30aくらいあるのかな。それ以外は農地じゃないかと、押し通そうとしているところやけれど、制度を省いたら、私のところは今20代から30の前半までが10人以上おります。全体では30人から40人働いております。だから、制度が整えば十分いける。枚方市で耕作放棄地が出ても、すべてうちで賄っていこうじゃないかという若者がたくさん来ております。制度は、これは若い子のやる気とは全然別のところで動いているので、本当に彼らが生きる、やる気をそのまま生かせるそういう制度を作りたいな、作ってほしいなというところです。

○二村委員 堅島さんのプロフィールを見せていただいて、実は私も同じ年なんだということがわかったんですけども……

○堅島委員 ちょっとこの文章に関して、これは、実はそこにおられる榎田委員の文章でございます。

○榎田委員 私が以前取材した時に書いたものです。

○二村委員 実は私もずっと農業をやっていて、専業で32、3年やって、結果、息子が後継者でやるようになったものですから農協で働くようになるということなんですねけれども、堅島さんと全く逆の農業をやっていました。水耕栽培で何とか工業並み、他産業並みの経営ができないかということをずっとやってまいりまして、途中までは非常に良かったんですけども、例の〇一五七の問題が出た時に、あれはカイワレ大根がだめだということだったんですけども、私は水耕栽培でミツバを作っていました。一時は非常にシェアが上がって、ちょうど量販店やスーパーが日本で増えて、いろんなものを安定して供給する必要があるという高度経済成長の頃の話だったんですけども、結果的には油で作っている栽培方法みたいなところで原油が高くなってしまって、ちょっと経営として難しくなって、余りにも大量に作り過ぎ需要を超え、現在は非常に縮小傾向になっているわけなんですけれども、ただ、今言われていますように後継者がいないとどうにもならないということなんですね。特にこ

ういう都市での農業というのは非常に難しい、いろんな農業外のそういうたくさん問題を抱えているということなんですね。

どこもそうなんでしょうけれども、まとまった土地というのはやっぱり町の近いところでは非常に確保していくのが難しいのですが、一番、今私が危惧しているのは、我々の世代ぐらいまでは共同とみんなで助け合ってという概念が非常に強かつたんですけれども、最近の若い子たちというのはそういうところがちょっと弱いのかなという気がしております。これは農協もそうなんですけれども、協同組合という考え方方が理解されにくい時代になってきて、その対応が少し遅れているのかなと。特に優秀な農家のには特別な資格などをつけて、何とか後継者を確保していかないと難しいのかな。今までの考え方だけではどうにもならないところに来ているのかなという気がします。

私ども、先ほど常務の説明の中で、若い人たちがぼちぼち帰ってきているという部分もあるんですけども、やがては、農家の跡取りになるつもりで就職したんですけども、不況等々もあって、帰って親の手伝いをしながら新しい形の農業をやりたい人が増えています。6次産業みたいな多面的な農業をしたい人が、10数人ぐらいここ5~6年の間に出てきているんですけど、この後継者たちにどんな道しるべを作つてあげたらいいのかを悩んでいるところです。この検討会の中でヒントになる考え方を見つけることができればありがたいと考えています。

○堅島委員 私は後継者というより農業をやる子がやれるための制度、仕組みは今の世代が考えるべきであって、その子らが考えるものを我々が道しるべをつけるべきものではないと思っておるんです。全然違う形で、私がこれ、40年前に始めた時には、どの行政も農業じゃないと思いつ切り叩かれて、農林省なんか特に。それで、今、農林省へ行けば、理想の農業じゃないですかと言われる。これは誰も考えなかつたことを自分で将来状況がどうなるか判断した結果です。実はこれを決断したのは20歳の時なんです。必ずものは地球で動き出すので、ものだけで対抗したら日本の場合はやっていけないと。必ずものは入ってくる。ただし、日本の中で心というものが必要だから、今の言われる6次産業化というのも私は物足りないと思っているんです。若い人のために道しるべを作つたら、それは我々の考える発想での道しるべになりますので、その子らが自由な発想でやっていける、そういう制度を自分らは作るべきだと思っております。

私はあの形の農業を20代の時に考えた。都市化すればするほど値打ちの出る、都市の中へ攻めていける農業であろうと。必ずここへサラリーマンとして人が働きに来られる農業、これをこさえることで40年前に始めた。だから、その時点では多分一般にはなかった発想なので、私は若い子のために今の年代が考えるべきじゃないであろうと思います。以上でございます。

○後藤座長 ありがとうございました。では、ここで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事2にありますけれども、「三大都市圏以外の地方自治体における都市農業振興策について」ということで、倉敷市の杉山農林水産部長からご説明いただきたいと思います。倉敷市は市街化区域内の農地面積が全国一広いということで、今日お話を

しいただくということでお願いしております。よろしくお願ひいたします。

○杉山参考人 改めまして、倉敷市の杉山でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、倉敷における農業について若干ご紹介させていただきたいと思うんですけれども、皆さん倉敷といいますと、観光というイメージの方が強いかなと思うんですけれども、まず、市の概要でございますが、人口が約48万人ということで、面積が350km²余りということになっております。昭和3年に市制を施行いたしまして、昭和42年に近隣の児島市、玉島市の旧3市が合併して今の倉敷市の形をおおむね形成しております。その後、平成14年に中核市へ移行しまして、その後いくつかの市町村合併を繰り返し、現在に至っておるという状況でございます。地図をちょっと見ていただきますと、市内には高速道路が山陽道と、それから瀬戸大橋道2つ通っておりますし、インターチェンジが4つある、そしてまた新幹線の駅があるということで非常に交通の要所という状況になっております。

経済につきましては、一番有名なのが美観地区ということで大原美術館等がある地区でございますけれども、こちらは年間600万人という非常に観光客を集める市の顔ということになっておりますが、実際の経済につきましては、水島工業地帯にあるコンビナート、こちらは三菱自動車ですとかJFEとか大きな工場が入っておりまして、製品の出荷額も4兆円を超えるという状況で、経済としてはこちらが中心になっておるということでございます。また、児島の地域では繊維産業が非常に活発でございまして、ジーンズですとか、あるいは学生服、こちらはシェアが非常にまだ大きいということでございます。市の人口につきましても、現在でも微増傾向にあって、毎年数千人規模で人口が増えているという状況でございます。

農業生産でございますが、まず、市の全体で左側の円グラフにございますが、耕地面積が約4,600haあります。全体の4分の3が水田ということでございまして、残りが樹園地と畑ということでございます。水田につきましては、ほとんどが水稻ということでございますが、樹園地では右側にありますようにマスカット、それから白桃といった岡山県を代表する果樹を中心栽培しております。こちらは主に京阪神、それから東京に出荷をいたしましてブランド化を図っているという状況でございますが、一方、水田につきましては、非常に経営規模も50a未満のところが多い状況でございまして、零細な経営ということで至っております。また、畑ではゴボウあるいはショウガといったような葉もの野菜も含めて少量多品種のものが生産されているという状況でございます。

次のページにまいりまして、土地利用の状況でございます。倉敷市は一部島がございますけれども、その島を除いた全域が都市計画区域ということになっておりまして、そのうち市街化区域が約3分の1の12,000haということでございます。そのうち農地が今現在約1,500ha市街化区域の中に残っておるという状況です。大部分が水田ということになります。

それから、農業振興地域の計画でございますが、市街化調整区域のほとんどの区域、一部山間部を除いたほとんどの区域が農業振興地域ということに指定されておりまして、そのうち農用地区域が約3,500haということでございます。分布につきましては、ちょっと分かりづらいんですが、黄色く塗られた左、こちらが市街化区域なわけでございますけれども、ほとんどが水田地帯、平野部のほとんどが指定されていると。右側が農振地域でございますけれども、絵の右側の方にありますオレンジのかたまりの部分、この辺が水田で農振地域が非

常に多く残っているというところでございます。

土地利用の倉敷の歴史といいますか経緯でございますけれども、昭和46年に都市計画決定を行いまして、その後若干の見直しを行ってきておりますけれども、現在の市街化区域の面積は約1万2,000haと。このうちの約1,500haに市街化区域農地が現在残っているという状況でございます。この背景としましては、昭和30年代から水島臨海工業地帯の企業の誘致、立地が順調に進んできたことを背景にいたしまして、山陽新幹線の開業が昭和47年、また、山陽自動車道、瀬戸大橋などの大規模プロジェクトがまさに現在進行中であったということから、地域の発展をかなり意欲的に見込んで、平野部の大部分を市街化区域に編入したといったような経緯があったのではないかと思っております。実際の転用の面積の推移を右側のグラフに書いてございますが、市街化区域の薄いブルーの方ですけれども、転用もそれなりに進んでおるんですが、やはり調整区域での開発というものが圧倒的に多い状況でございます。

次のページにまいります。こういったことが今現在どういう状況になっているかということなんですけれども、平成12年の都市計画法の改正によりまして、調整区域内での立地基準が新たに追加をされております。いわゆる50戸連担と言われたような制度でございますけれども、この開発許可条例を施行したことをきっかけに開発許可の件数が調整区域で急激に増えるという状況に至っております。こういったことから、従来は市街化区域内での宅地の供給というものが大半を占めていたわけですけれども、それが事実上、調整区域の方にだんだんシフトしてしまって、調整区域内での資産価値が上がって、これまで以上にスプロール化が進んでしまったということでございます。こういったことから、農業を推進する部門といたしましては、利用権の設定ですか経営規模の拡大等を進める、あるいは土地改良を実施するというような中で、やはりそういった虫食い的な開発というのが近隣との土地利用との関係でやはりかなり足かせになっているなという部分がございます。

左側の表は都市計画法の開発許可の件数の全国の団体ごとのランキング、21年度のものでございますけれども、2番、3番と岡山市、倉敷市と隣接して岡山平野が非常に状況が多いということで、こういった特徴のある地域ということになっております。

少し具体例をお示ししたいと思うんですけれども、まず、右上の写真ですけれども、航空写真のところに色が塗られております。黄色とか薄いブルーに塗られている部分につきましては、これは市街化区域です。用途区分に応じて色を変えてございますけれども、ご覧のとおり上の右側のブルーの部分の市街化区域の中でもまだ大きな農地が残っている状況、そういう中で真ん中に見える調整区域、ここら辺は農振農用地ですけれども、そういったところでの虫食い的な開発が進んで、こういった土地利用の状況になっているということでございます。下の絵につきましても同様の状況で、上半分が市街化区域、下半分が調整区域ということでございます。下の調整区域の中に道路が新しくバイパス線みたいなものができた関係で、その隣接するところにまた転用が進んでいくといったような若干都市計画上の不整合といったものもあるのかなというふうに感じております。

次のページにまいります。では、こういった状況の中での現状と課題ということで、まず、市街化区域内での農地についてでございますが、やはり固定資産税の負担あるいは都市計画税の負担という租税の問題が最近非常に大きな問題というふうに指摘をされております。下のグラフにございますのは、これは市街化区域内の平均での租税の額ということで、これは

税の軽減措置がこれまで講じられてきた結果、対前年での伸び率は抑えられてきたということなんですが、それでも結果としてこれだけ年月が経ちますと、倉敷市の平均で84,000円という状況になってきております。これは平均ですので、高いところも安いところもあるわけですが、高いところですと、これが30万円といったところもございます。こういった状況を受けまして、最近多くの農業団体あるいは市民団体の方から生産緑地の導入あるいは線引きの見直しといったような要請を受ける状況が多くなっております。市の対応ということでございますけれども、面積がある程度まとまれば逆線引きという形で外していくこともありますあり得るということなんですが、なかなか地元では逆線引きに対して反対という方も一部いらっしゃるということで、それもなかなかできない。生産緑地についてもまだ1,500ha残っている状況で、積極的に推進していくという場面ではないのかなということで少し勉強させていただきたいという状況です。

ほかに市街化区域内での農地の課題ということでございますけれども、ゴボウやレンコン、ホウレンソウなどこういった写真にあるように、住宅地のすぐ横で作られている状況の中で耕作放棄地は比較的少ないわけでございますけれども、それでも農作業に伴う騒音とかほこりあるいは農薬散布した場合の飛散、それから耕作放棄地で害虫、毛虫とかいろんなものが発生して住宅に侵入するといったような苦情といったものがそれなりの件数、毎年寄せられるという状況でございます。

こういった状況の中で、主としてどういう取り組みを行っているのかということでございますが、ここに書いたようなこともいろいろやっておるんですけども、大きく考えまして、地産地消を一つの御旗といいますかキーワードとしまして、大きく3つの柱で政策を行っておりまます。1つ目が担い手の育成確保、2つ目が耕作放棄地対策、3つ目が地域農業の市民へのPR、理解促進ということでございます。

1点目は新規就農をされる方への2年間の研修、それから定年帰農者に対する農業参入の支援、耕作放棄地対策では、まずは当然発生抑制ということで利用権の設定というものを農業公社、JAさんとも一緒にやっているわけですけれども、あとは国の耕作放棄地対策、それから、それに上乗せする形での市の単独の耕作放棄地対策、そして、市民農園の開設ということでございます。

それから、地域農業の市民へのPRでございますが、これは学校給食での利用の促進ということ、それから、地産地消カードということで地域の農業はどんなものを作っているのか、どこで作っているのかということを意外と知らない方が多いですので、品目ごとにいろんなノウハウと言うんでしょうか、うんちくを書いたカードを作りまして、直売所コーナー等でお配りしたりして理解を深めているというところです。あと、農業祭などのイベントを通じまして、生産者と消費者の交流を図っていくということをやっております。

いくつか少し具体的にお話をさせていただきたいと思います。1点目が新規就農の農業研修の件でございますけれども、これはどこの県でも似たようなことをやっておられるとは思うんですが、非常に有効な政策だということで、これは力を入れてございます。まず、年に2回、東京、大阪、地元でもやっておりますけれども、就農相談会ということで脱サラの方とかあるいは新卒の方、比較的若い方にPRいたしまして、現地に呼んで見ていただく。そして、体験研修をしていただくと。そういう中で倉敷に来た場合どんな農業ができるんだろうかということのイメージをしっかりと持っていただきまして、そこである程度覚悟があるか

ないかということをこちらとしても見せていただくということで、お互いにやってください、やっていきたいというふうにまとまりますと、2年間住み込んでいただきまして、研修を行って新規就農いただくということでございます。

この間、県と市とJAそれぞれが3分の1ずつを負担して毎月15万円の最低限の生活の保障をしていくということ。それから、弟子入り方式というんでしようか、指導していただけた農家を探しまして、そこで1年間みっちり研修をしていただく。2年目は市が用意しております研修圃場で、そこで自分の考えでしっかりやっていただくということでやっております。これは毎年2人程度応募があるわけですけれども、非常に打率が高いといいましょうか、定着して農業をやっていただけた確率が非常に高くて、過去5年、10年前に就農していただいた方々が今現在、本当に生産組合の屋台骨といいますか、本当にリーダーになっているという状況でございます。ですから、この仕組みがやっぱり一番倉敷においてはコアになるキーの施策ではないかなというふうに考えております。

あと、もう一つの担い手対策でございますが、定年帰農塾と言っておりますが、これは2つのタイプがございまして、1つは土曜塾と書かせていただいておりますが、これは基本的に土地持ちの非農家、これはいわゆるおじいさんの世代は農業を何とか続けているんだけども、息子の世代があとを継がなきやいかんのかなとか言いながら50、60になって定年した時に、ぜひそこで農業に入ってくださいもしくはちょっと早めにやめて家の農家を継いでくださいといったような方たちに対して、1年間生産組合が積極的に技術的な指導を行って帰ってきていただくということをやっております。右側に四角に囲った成果というんですか、出口としてどうかということなんですけれども、30名程度の講習生のうち実際に生産組合にまで加盟して本格的に農業に入っていただいた方が7名、そこまで行かなくてもとりあえず我が家で農業をやって直売所に出荷するぐらいだというのが11人、個人販売が13人、家庭菜園程度というのは17人という形になっておりまして、比較的成果としては上がっているのではないかなど。

それと、下段でございますが、倉敷農業塾というのがございます。こちらはごく一般的な方に対する家庭菜園の研修ということでございますが、これについても右側の出口を見ていきますと、販売農家になっている人が18人、それから家庭菜園程度が45人、農業をやっていないというのが2人ということで、やはりこういったものに手を挙げてこられる方は、もともとそういった農業に非常に関心の高い方だということで、こういった本格的な新規就農以外の部分でいろんな形の担い手というものを確保していくということも現実的な一つの方法なのではないかなと考えております。

次に、耕作放棄地対策でございますが、国の耕作放棄地対策にも取り組んでいるわけですが、基本的には農振農用地が対象であったということなので、当初から市としましては、その農振の白地ですか、あるいは農振地域の外にあります農地につきましても、単独事業で国に準じたような助成を行うことによって解消策というものを行ってきております。県のモデル事業というのもございますが、これは実際には耕作放棄地を復旧した後に施設が必要になるような場合に、そこに上乗せして補助をしていくといったような制度を組み合わせてやっているという状況でございます。力を入れているんですけども、なかなか面積としては成果が目に見えたほど上がってないというのが実情でございます。

次に、市民農園でございます。こちらは基本的にはまず、市民に対する食の重要性という

か、農業を分かつていただきたいということでもあるんですけれども、基本的に耕作放棄地もしくはかなり粗放的に管理されて、もう耕作放棄になるのではないかというところを市が借り上げして、そこを市民農園として開設するといったような、そういった耕作放棄地対策としての趣旨も入っております。また、特に市街化の進んだ地域におきましては、公共空地と言うんでしょうか、広場を確保する、多面的機能を確保するという観点から是非ここは農地として残したいという部分について、積極的に市が借り上げて市民農園を設置しているということでございます。

平成2年から始めておりますけれども、現在約770区画、25カ所ということで、年間20m²で3,600円という利用料をいただいておりますけれども、大体これでランニングコストが土地の借地料と大体とんとんになるぐらいの料金設定をしております。利用期間は3年ということで募集を毎回するわけですけれども、非常に人気が高くて、平均倍率が1.34倍ということで、キャンセル待ちが今170人程度待っているというような状況でございます。

今後の課題と方向性ということでございますが、まず、農業につきましては、やはり消費者との距離が近いメリットというものをいかに生かしていくのかというのが倉敷における取り組みの一つの大きなポイントではないかと考えております。やはり地産地消というのが一つのテーマになろうかと思うんですけども、やはり多様な扱い手で多様なものを生産しても、なかなか市場にどんと出すわけにはいかない。そうしますと、直売所のようなところあるいはスーパーの直売コーナーといったようなものを利用せざるを得ない。こうした時に地域の農産物に対して、消費者の方がおいしいとか安全だとかそういう価値をいかに見出していただくかという意味から、お互いに消費者がどういうものを今ほしいのか、あるいは地域ではどんなものを作っているのかということをお互い理解し合うということをこの地産地消をキーワードにいろいろ取り組んでいきたいと考えております。

一方、自立できる経営体につきましては、よりこれまで以上にブランド化を進めて、高附加值型農業を推進して、地域の一つの農業のトップランナーとして、旗印として、「ああ、倉敷といえば桃だよね、マスカットだよね」と言つていただけるようなブランド化を推進して、全体を引っ張っていく役割を果たしていただきたいと考えています。

それから、2つ目の扱い手の確保と農地の保全でございますが、これはやはり都市近郊といつてもさまざまな経営の規模あるいはスプロール化の状況も違うような中でどうすればいいかということなんですが、やはり大規模な専業農家から家庭菜園までさまざまな農業の扱い手がいろんな形で農業生産を支えていくというような形がやはりどうしても必要になってくるのではないかと考えております。そういう中で、先ほどの定年帰農塾のような取り組みですか、あるいは一般市民が自ら開設する市民農園といったようなものを幅広くこれから展開していきたいと考えております。

それと3点目が都市の土地利用としての農地の評価ということなんですが、市街化区域の外も中も問わず、やはり農地の多面的機能というものが最近非常にひしひしと市でも感じてきております。昨年の9月、倉敷にも台風12号の災害がございまして、非常に災害の少ない地域ではあるんですけども、日雨量が300ミリ近くということもあって、床上浸水等の被害が大分発生をいたしました。こちらの絵をちょっと見ていただきますと、これは倉敷市と岡山市の平野地帯の図なんですけれども、この緑色の部分の大半が昔、江戸時代以前には海であったところで、それを江戸以降、干拓あるいは埋め立てということで陸地化が

図られてきたと。そういうところが市街化し、農地として今発展しているという状況の中で、やはり地形的に集中豪雨が降れば浸水しやすいといったような状況にございます。そういう中で河川の整備や排水ポンプの整備等、これまでも進めてきているわけですけれども、やはり市街化が進むとどうしても農地の遊水地としての機能というものが非常にクローズアップされてきております。今回も床上浸水をしているところは、やはりまとまった転用の進んだところが多かったんじゃないかなと考えております。

もう少しちょっと具体例を見ていただきますと、この航空写真の真ん中に市民農園予定地ということでちょっと隠れていますが、ここは今、現況は水田なんですけれども、例えばこういうような状況のところをなぜ今そこに水田が残っていたかということなんですが、地権者の方がやはり先祖伝来の田んぼは潰したくないんだと、何とかしたいということで頑張ってこられたんですが、その後、健康の問題で自分でできなくなって、知り合いにやっていただいたということなんですけれども、それでも長続きしないでしょうということで、どうしようかなといったところに我々が近所で市民農園が1つ閉園になったところがございましたので、ぜひこちらをやらせてくださいということで今回ここに市民農園を開設する予定をしているところでございます。

例えば地震のような大きな災害ですか大きな火事といったようなことがあった場合に、こういった住宅地に囲まれた真ん中の大きな広場というのは非常に防災上の観点からも大きな意味を持っていると考えております。この程度であれば遊水地としての機能に限定的かと思いますけれども、やはりさまざまなタイプの防災、災害というものを考えた時に一定割合での空き地というものは非常に効果があるのではないかと。では公園にすればいいんじゃないのというお話も当然あろうかと思いますし、公園として確保している例もあるわけでございますが、当然その用地の買収費用、それから造成費用、それから毎年の維持管理の費用というものが相当な額になっております。本来であればここで普通に営農していただいて、農業経営がもし成り立つのであれば逆に税金が入ってくる世界でそういった広域的機能を確保できるという状況が得られますので、そういった農地としての利用ができるだけ続けた方がいいようなところはそういった方に誘導していくということも大切なではないかなと考えております。

ちょっと時間が長くなりましたがけれども、倉敷市の現状の農業につきまして、簡単に紹介させていただきました。どうもありがとうございました。

○後藤座長 ありがとうございました。それでは、ただいまの杉山部長からのご説明に対してご質問等がありましたらお願いいたします。

○加藤（篤）委員 加藤です。説明ありがとうございました。大変充実した農業政策の内容だと思ったんですけども、市街化区域で市街化区域の農家の人が利用できるような制度はどのようなものがあるのか教えていただきたいと思いました。

○杉山参考人 市街化区域の農家の方が利用できる農業の支援の制度ということですか。

○加藤（篤）委員 はい、そうです。

○杉山参考人 基本的には圃場整備とかそういう投資的なもの以外は何でも支援するようにはしています。例えば農業施設、ハウスを建てたいといったような時にも支援をしております。逆に水路を新設してほしいとか、そういったものは対応できませんということでお断りしていますが、水路も維持管理的なものはやっております。

○加藤（篤）委員 それでは、施設とか設備などはおおむねどのぐらいの金額が補助されるんでしょうか。これには調整区域とか農用地の説明はありますけれども、そういうところがもしわかれればお教えいただけないですか。

○杉山参考人 ハウス等の農業施設でございますけれども、基本的には県と市が協力して補助するという形で一件、一件それぞれ見ていくということになるんですけれども、比較的小さいものだと50万円ぐらいのものから、高いものだと数千万円というのもございます。市街化区域だから、あるいは調整区域だから、農振だからということでの差別というんでしようか、優先順位づけはしていなくて、それよりも一つ一つの経営の状況からして補助の順番を考えているという状況です。

○加藤（篤）委員 それでは、市街化区域だから出せないというのは、例えば耕作放棄地の対策事業とか、それから用水路のそういう長期的に使用されるような問題のみだということなんでしょうか。

○杉山参考人 国の補助事業ですと、その農振地域に限定された条件がついているものはございますけれども、そういった部分は県や市の単独である程度は補てんしていく。また、投資的なものですね、効果が10年以上続くようなものについては、市としてもそこはできませんということでお断りしているということです。

○加藤（篤）委員 ありがとうございました。

○後藤座長 ほかにはいかがでしょうか。

○安藤委員 新規就農者の話を大変興味深く聞かせていただきました。市外から新しくやって来た人が就農する場合の農地ですが、これは市街化区域の中にあるのでしょうか。それともそれ以外の、例えば倉敷市の外の農地になるのでしょうか。新規就農者の方が都市農地を引き受ける格好になっているのかどうかが気になったのでこのような質問をさせていただきました。そのあたりはどうなっているのか教えていただければと思います。

○杉山参考人 これまで新規就農されている方の大部分が桃とかマスカットとかいわゆるそれだけで、専業で食べていける人たちですので、さすがに桃やマスカットは市街化区域の中では余り作っておりませんので、基本的には農振の中でリタイアする方を見つけて、そこをあっせんしていくということで農地の確保をしております。一部い草をやりたいという方が

おられて、今研修中なんですけれども、その方が来春、水田を探しているわけですけれども、場合によっては、その方は市街化区域の中になる可能性はあります。

○後藤座長 ほかに何かござりますか。どうぞ。

○堅島委員 質問じゃないんです。非常に進んだ理想形だなと。ぜひ国もこれを見習ってほしいなと。市街化や調整区域や農振と言わずに、今、日本全国で農家、担い手不足だと言われている中でやる気のある部分をどの場所においてでも応援するという非常にいい話を聞かせていただいたなと思って、ありがとうございます。以上でございます。

○後藤座長 よろしいですか。それでは、杉山部長さん、どうもありがとうございました。

それで、残された時間は余りないんですけども、それぞれ今日お三人の方にご報告いただいたので、通して何か今の段階でご質問なりご意見がありましたらお願ひしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○安藤委員 今日は、都市に残されている水田の状況について具体的なお話を伺うことができた点が大変勉強になりました。必ずしも市街化区域内に水田が散在する格好になっているとは限らないので一般化するのは難しいところがあるのかもしれません、倉敷市の杉山さんがお話しになられた水田の多面的機能は、かなり意味があるのではないかと思いました。そこで、水田を都市に残そうとする時に考えなければならないのは水路の問題です。畠とは違って水田には水路や水利施設が必要です。そこに都市の雑排水が入ってくると水質が悪化してしまいます。こうした問題を考えなければならないところもあるのではないかと思った次第です。

水田地帯が市街化されたような都市では、農地の減少だけでなく、水路の汚れも大きな問題となる可能性があるのではないでしょうか。それは悪臭の発生など環境の悪化という問題にもなるでしょう。そうすると、水路も環境用水や地域用水などに位置づけ、水利組合や土地改良区にてこ入れをしながら、その浄化を進めていく必要があるかもしれません。そこには環境団体などのNPOも関わってくると思います。畠の場合は、どうやって農地とその農地を耕す農家を守るかという、ピンポイント的な個別対応とまでは言いませんが、こうした支援を中心に考えればよかったです、水田の場合は、少し状況が複雑になってくるのではないかと思いました。やはり水田は水路を通して他とつながっているからなのでしょう。もちろん、水田の分布状況や水路の配置状況などによって、市街化の進展が問題となるケースもあればならないケースもあるとは思いますし、そのあらわれ方は地域によって違うとは思いますが、畠だけを見ていては分からなかったこうした問題の一端が見えたのではないかというのが、私の感想というかコメントになります。

○後藤座長 ありがとうございました。それでは、今日、お三人の方にしていただいたご説明あるいはそれを通じて議論したことを踏まえて、今後さらに検討していくということにしたいと思いますので、一応これで今日のご報告の議論については終わりにさせていただきたいと思います。

それで、最後ですけれども、議事次第の3に書いてあります第1回の検討会で出された資料について事務局の方で整理された部分についてご説明をお願いしたいと思います。ちょっと時間が短くなつて申し訳ありませんけれども、よろしくお願ひいたします。

○**沖都市農業室長** それでは、お手元に配付をさせていただいております資料の4番につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

1枚おめくりをいただきますと、目次がございますとおり第1回目の検討会では4つ宿題があつたと理解をしております。以下、順次簡単にご説明をいたします。

まず、1ページ、1点目ですけれども、納税猶予制度にのっていない生産緑地はどのくらいあるのかというようなご質問がございました。このことについて東京都の事例をデータとしてお示しをしております。生産緑地のうち35%程度が納税猶予が適用されている、65%程度は適用されていないということをございます。生産緑地法の改正が平成3年にございまして、以後約20年が経過しております。その間にまず、そもそも相続が起きていないという農地がございますし、あるいは相続はありましたけれども、納税猶予は適用せず、かつ買取請求もしなかつた、そういう農地もあるかと思います。そのような農地が現在東京でいえば生産緑地の65%程度ということでございます。

2点目でございます。2ページをお願いいたします。都市農地の減少が続いている中で、現在残っている農地はなぜ残ったのかということについて情報を集めてほしいと、そういう宿題でございました。このようなことに関しまして、まず1つ前の世代の方がどんなふうに考えていらっしゃったのかということで、30年前のアンケート調査の結果をご紹介させていただきたいと思います。

2ページにございますのは、東京都の世田谷区で昭和57年に実施をされましたアンケートです。左の上のグラフにございますとおり、区内の農家およそ800戸に伺ったところ、農業継続について農業を続けるという方が当時75%いらっしゃったということでございます。かつ右側の上のグラフをご覧いただきたいのですが、農業を続ける理由といたしましては、好きだからという方が50%、転業たくないという方が40%程度いらしたということでございます。一方で、当時も農業をやめたい、わからないという方も多数ではございませんけれどもいらっしゃいまして、そのようなお気持ちになる理由といたしましては、右側下のグラフですけれども、採算が合わない、後継者がいない、税金が高い、このようなことをおっしゃっていたということでございます。

世田谷区内における昭和55年以降の農地面積等の推移は左下のとおりでございまして、右肩下がりで農地が減ってきてているということでございます。農業が好きだし、続けていきたいと、農地を残していくないと、そんなふうに思っていらっしゃる方は広くいらっしゃったわけですけれども、一方で、現実には採算が合わず税金も高いということで転用が進み、それでも農業を残したいというふうに選ばれた方の農地が現在残っている、そんな状況ではないかと思います。

次のページをご覧いただきたいのですが、これは最近、中部圏、近畿圏で行われたアンケート調査の結果です。三重県、大阪府のデータですけれども、現時点で伺ったところ、営農を継続したい理由として挙げられるものは自家消費用の農作物を作るためということと、先

祖伝来の農地を残すためというところがやはり非常に多くなってございます。私どもの方でもさまざま意見交換などをさせていただいておりますが、まず、第一に出てきますのは、先祖から残してもらった農地を次の代に残したいから残していますというお答えでござります。今現在の農家の方の意識とすれば、先祖から受け継いだものを残していくたいというものが非常に強いのではないかと思います。

それから、次の点でございます。4ページをご覧いただきたいのですが、都市に農地があることでどれくらいの経済効果があるのかを示してほしいというご要望でございました。非常に難しい試算でございますので、都市農業に関する大まかなイメージの把握という趣旨で試算をいたしました。その結果はこの表のとおりでございまして、洪水防止機能で438億円等となっております。ただし、これは既存の農業全体を対象とした試算について単純に市街化区域のデータを当てはめたものでございます。学術的な検討を受けているものではないということ、これは申し添えさせていただきたいと思います。また、先ほどさまざまご説明ありましたけれども、農業体験、交流活動の場の提供ですとか災害時の防災空間の確保ですか、都市農業で特に注目をされる要素については貨幣評価の対象となっておりませんので、このことについても付言をさせていただきたいと思います。

最後に、都市に今一番不足しているのは緑ではないかと。緑を農地以外で補完することはできるのかどうか考えてみてほしいという宿題がございました。

5ページの下、参考というグラフをご覧いただきたいのですけれども、現在東京都における一人当たりの公園面積は、主要国の首都と比較をいたしまして、やはり見劣りをしている状況でございます。これに生産緑地を加えますと、ソウル、パリと同程度というような状況でございます。一方で、東京都内において市街化区域内の生産緑地をすべて公園として仮に整備するというふうに考えた場合に必要となる費用を大まかに試算いたしますと、この表のとおりでございまして、用地取得費だけで約8兆円という状況でございます。直ちにこれらが手当できる金額ではないと思われますので、公園で緑を確保していくというには一定の期間が必要ではないかと考えられます。このことを踏まえますと、都市に緑を残していくという観点から、都市農地の維持ということが大事なことではないかなと、そんなふうに考えるところでございます。

なお、資料4の次に参考資料をお配りいたしております。これは昨年11月14日に練馬区内で現地調査を行いましたその際の概要をまとめたものでございます。時間の関係でご説明は省略いたしますけれども、お目通しいただければと思います。

以上です。

○後藤座長 ありがとうございました。今のご説明について何かご質問ありますか。お願ひします。

○小林委員 すみません、大変難しいといいますか、つかみどころのない資料を要求したにもかかわらず、一定の資料を作っていただいて大変ありがとうございました。ただ、私は、非常に興味を持ってどんな資料が出てくるかと思っておったんですが、要するに市街化区域内の都市農業というのは、ほとんど農地というのは市街化区域内なんですね。そうすると、やはりグラウンドは農水省というよりも国土交通省のグラウンドだろうと思うので、そういう

う前提とした時に、では誰が残してくれと言っているのか。農地はどのように役立っているのか。今、例えば東京なら東京で結構なんですが、都市の緑というのは今どういう状況なのか。これをこの委員会を議論していく上で僕は大前提になってくるんだろうと思うんです。そういうことも兼ねてお願いをしたんですが、恐らくどこの地方都市なり県都なりもやっていないのかと思うんですが、これは僕は絶対これから議論していく上で必要だと思って資料要求したんです。例えば最初の資料を見ますと、昭和57年というのがもうバブルの前で、この時は農家が農地を自分たちで守るのに精いっぱいな時代なので、それから30年たった現在ではやはり社会情勢も価値観も違い、東日本大震災も起きたと、こういう状況の中で本当に都市の農地というのは農業者が言っているのかと。我々の認識するところでは、今農地を農業者が守るということは、残すということは不可能ですよと。農地は市民の皆さん方が残して守ってくれなかつたら残らないというのが僕は今の都市の現状じゃないかと思っているんですね。そういうことをこれから、今回の要求で無理なことを言ってもしようがないと思いませんけれども、今後そういうことをはっきりと示していくかなければいけないと思うんですね。

それから、その都市農地の持つ多面的機能とよく言葉で言うんだけれども、では多面的機能というのは実際市民なりその都市にどれだけのプラスをもたらしているのか、それももう少し数字化するのが難しいかもしれないけれども、それも何らかの形でこれからやっぱり出していかないと、この検討会をやった意味が薄れるんじゃないかと思って、その辺を心配しているんですね。そうしますと、この出し方のように地方の農地と対比して論ずること自体が僕は非常に難しいだろう、意味ないだろうと思うんです。計算する項目も違つてしまふべきだし、それから、果たしている役割の導き方も僕は違つて当然だと思うんです。そういうものをこの中でしっかりとやつていかなきやいけないと思うんです。

それと、もう一つご覧になっていたいで、5ページなんですが、今東京の緑というのは本当に話にならないだろうと思うんです。これは恐らく生産緑地だけしか入れていないけれども、農地を全部入れると、恐らくパリと同じぐらいにようやくなるんだろうと思います。そうすると、このパリとようやく同じになる緑というのがこれから例えば東京においては何を意味するのか、これがこの検討会の目的とするところなのかどうなのか。そこまで言い切ることは非常によくないとは思いますけれども、やはり現状がどうで、それがどういうふうに評価されて、どういう働きをして、それで我々はこの検討会でこんなことを目標に掲げたいというものがやはり僕はないといけないかなと思って、それで今こういう資料を要求したんですが、恐らく作られる人は本当に大変だったと思う。雲をつかむような状況だったんだろうと思います。それはよく理解できます。しかし、今後の問題としてやはりこういうことも一緒にひとつ検討していただいて、出せる数字は出していただいて、この検討委員会のテーマに役立たせていくっていただければ大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○後藤座長 ありがとうございました。きょうは3つの地域のお話を聞いて、それなりにいろいろな意見をいただきて、次回の検討会を進めていく上で参考になることが幾つもあったと思います。時間ですので、今日はこれで終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それで、次回のことなのですけれども、次回の検討会では各論的な議論を行う前段として、

総論的な議論を一度行いたいと考えております。その時にそれぞれの委員の方もいろんなところでいろいろ自分の考えを述べていらっしゃったり、あるいは自分の所属している団体が都市農業についていろいろな考え方をまとめているというようなこともあるかと思いますので、もしそれぞれの方がご発言いただく時に資料をご用意いただけるということであれば、それを出していただいた上でご発言いただいて議論をできたらと思いますので、もし資料をもとにご発言なさりたいという方がいらっしゃいましたら、1月末までに事務局まで数枚程度の簡単なペーパーをご用意いただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私の座長としての役割はここで終わりますので、事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○田中都市農村交流課長 本日は長時間にわたりましてご議論いただきまして、本当にありがとうございました。本日、皆様方から出された意見につきましては、議事概要として前回と同様でございますけれども、農水省のホームページで公開させていただきますので、皆様方には事前にご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次回の開催でございますけれども、一応皆様方のご都合をご確認した上で、2月9日木曜日、午前10時からこの場所、本会議室で予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

最後にもう一度確認ですけれども、今ほど座長からありましたように、当日総論的なご議論をする際に資料配付をご希望される委員におかれましては、恐れ入りますけれども、今月末までに事務局までご連絡いただければと思っております。

それでは、以上でございます。これをもちまして閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午前11時00分 閉会